

令和5年度 地域密着型サービス事業所（施設系）

事業者集団指導次第

令和5年3月13日（月）午前10時

- 令和5年度処遇改善加算等の届出について（P.2）
- 介護報酬改定に係る経過措置への取組について（P.2）
- 運営指導における指導内容について（P.2～3）
- 運営推進会議について（P.3～4）
- 外部評価について（P.4）
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（P.4）
- 身体拘束の廃止について・身体拘束廃止未実施減算（P.4～5）
- 地域密着型サービス事業所における市外利用者の受け入れについて
（P.5～6）
- 高齢者虐待の現状と従事者や事業所の責務について（別添）

●介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算
令和5年度の計画書については、介護保険最新情報 vol.1119号（令和4年12月20日付）より令和5年4月15日を提出期限とする予定の通知が出ているため、よろしくお願いいたします。

（提出方法は郵送またはメールでお願いいたします。）

また、5年度の処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算計画書の情報が厚労省よりアップされた（介護保険最新情報 vol.1133号（令和5年3月1日付））ため、佐倉市のホームページにアップいたしますのでご確認ください。

●令和3年度介護報酬改定にて、以下の取組が義務付けられました。いずれも令和6年3月31日まで経過措置が設けられていますが、各事業所で検討し、余裕をもって実施していただきますよう、お願いいたします。

①感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施等が義務付けられました。

②業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、研修・訓練の実施等が義務付けられました。

③認知症介護基礎研修の受講の義務付け 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

④高齢者虐待防止の推進

利用者の権利の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

●市では、地域密着型サービスの指定事業所に対して、6年間の指定有効期間に1回以上の運営指導を実施するため、毎年いくつかの事業所を訪問しています。

運営指導では、人員基準、職員の雇用の実態、運営規程や契約書等の内容、利用者が受けているサービスの内容等について、記録書類などをもとに確認していますので、日頃から書類の適切な保存に努めてください。以下は、近年実施した運営指導の流れと指摘の事例です。

<運営指導の流れの例>

①指導予定日の1ヶ月程度前

指導を行う日程、対象施設、必要書類等について市から通知いたします。事業所の皆様は、指導に係る事前提出書類や記録の整理を行ってください。

②指導予定日の1週間程度前

事業所より市に対し、事前提出書類（※）を提出していただきます。

③指導当日

基本的に、事前に提出のあったチェックシートの項目に沿って、記録等を確認いたします。最後に簡潔な講評をして、指導は終了となります。1事業所当たりやく2時間から3時間程度を予定してい

ます。

④指導後

事業所に対し、約1か月後をめどに指導の結果を通知します。その通知内容に従い、書類の修正や提出等の対応をお願いします。

(※) 勤務形態一覧表(勤務実績表)、運営規程、重要事項説明書の様式、自己点検シートの写し等
<運営指導での指摘事例>

I 勤務体制一覧表(勤務実績表)

- ・人員が基準より不足している
- ・届出が必要な人員変更があったが市への届出がされていない。

II 運営規程

- ・変更の届出が必要な事項について、変更届が提出されていない。
- ・通常の事業の実施地域の記載に不足がある。
- ・人員の記載に誤りがある。
- ・利用者等が確認できる位置に設置、掲載されていない。

III 契約書や重要事項説明書

- ・職員体制の表記が正確でない。
- ・負担割合の表記が正確でない。

IV 事業所情報

- ・HPや広告、チラシの情報が古いままとなっている。

●運営推進会議について

運営推進会議は事業者が自ら設置し、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で通常どおりの開催が難しい場合は、資料を作成し運営推進会議の委員へ配布するようお願いいたします(書面での開催)

なお、令和5年度の年間予定につきましては3月下旬に各事業所へ確認のメールをお送りしますので、返送にご協力をお願いします。

①開催頻度の目安

<概ね2カ月に1回以上>

認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護

<概ね6カ月に1回以上>

認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

②構成員の例

※利用者または利用者家族

※地域住民の代表者

※市職員又は地域包括支援センター職員

※提供しているサービスに対して知見を有する者

の各分野から1名以上選出。

③議題の例

議題については一律の決まりはありませんが、下記のようなものがあげられますので参考としてください（すべてを議題とする必要はありません）。

- ・利用状況の報告（利用者数、平均介護度、イベントの開催、地域と交流等）
- ・事業所への要望・助言などの意見聴取
- ・職員研修の実施状況報告
- ・ヒヤリハットや事故等の報告と防止に向けた改善策
- ・運営上の課題
- ・利用者の健康管理に係る取り組み
- ・前回の運営推進会議で聴取した要望・助言への対応の報告

●外部評価について

認知症対応型共同生活介護事業所については、外部評価を実施することとされております。実施方法は下記のとおりですので、引き続きのご対応をお願いいたします。

→外部評価機関による外部評価を実施してください。評価結果については、市に提出をお願いいたします。令和3年度介護報酬改定により、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する方法での実施が可能となりました。【注意事項】外部評価機関による評価を2年に1回とする「受審頻度緩和」を行うことができる要件の1つに「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことがあります。運営推進会議による外部評価を実施した年は、この継続年数に含まれず、継続期間がクリアされます。

●地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等のほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、耐震化改修のほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等を支援しています。新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、換気設備の設置事業が新たにメニューに追加されました。毎年5月中旬頃に、県より当初協議がありますが、通知から必要書類の提出期限まで2週間程度しかありませんので、ご注意ください。事業所にはメールで通知する予定です。

●身体拘束の廃止について

厚生労働省は、『身体拘束ゼロへの手引き』をまとめるなど、身体拘束ゼロへ向けた取組を行っています。事業所においても、身体拘束とは何か、不必要な身体拘束を行っていないかについて、職員研修や運営推進会議等で意見を出し合い、共有する機会を作っていただくようお願いいたします。減算の対象とならないよう、記録の整備や定期的な研修など、要件を満たす取組を実施してください。

●身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していないといった事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3ヶ月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。

●地域密着型サービス事業所の区域外利用について

地域密着型サービスでは、市町村長は、原則として区域内事業所に対して指定を行うことになっていますが、市町村の区域外に所在する地域密着型サービス事業所（以下「区域外事業所」という。）についても、当該事業所の所在する区域の保険者（以下「所在地保険者」という。）の同意があれば、指定することができます。

当該同意に係る要件、手続等については、介護保険法では詳細な規定がありませんので、区域外事業所の指定（以下「区域外指定」という。）に係る同意依頼を行ったり、他市町村からの同意依頼に対して同意を行う（以下「同意等」という。）場合には、関係する保険者は、地域密着型サービスの趣旨を踏まえつつ、それぞれの地域性も加味してその可否を判断することになります。市町村間のやりとり等に時間を要するため（2，3週間程度）同意を得る場合は余裕をもっていただいています。

〈同意等を行ったケース〉

- ① 地域密着型通所介護創設前の平成28年3月31日時点で介護予防通所介護を利用していた方が平成28年4月以降、要支援から要介護になった場合（要支援者はみなし指定の対象にはならないため）※平成28年4月以降利用を開始した要支援者は適用外
- ② 地域密着型通所介護において、みなし指定の対象者の利用が継続している間に、事業所が指定更新になったケース（みなし指定の効力は指定更新後には及ばないため）
- ③ 地域密着型通所介護において、みなし指定の対象者の利用が継続している間に、事業所の運営法人が変わり、新たに指定することになったケース（みなし指定の効力は新事業所には及ばないため）

〈同意等を行ったことはないが検討を要するケース〉

- ① 家族、同居者による虐待等、やむを得ない理由により区域外利用を希望する場合。
- ② 居住地保険者の区域内において、希望する地域密着型サービスを提供する事業所がない場合、若しくは、当該サービスを提供する事業所の利用定員に空きがない場合。
⇒利用希望者が、地元利用可能な事業所がない場合に、区域外利用を求めることは理解しますが、一方で、各保険者は、自己の被保険者の地域密着型サービスの需要量を適切に見込み、それに応じたサービス基盤の整備、事業計画の策定を行うものであることから、こうした理由のみにより、安易に同意等が行われることはありません。
- ③ 交通事情等により、利用希望者が区域内事業所を利用することが著しく不便であり、一方で利用至便な区域外事業所がある場合。

⇒事業所への移動の利便性のみが判断基準となっており、画一的に運用すると地域密着型サービスの趣旨を損なう恐れもあるため、利用希望者の心身の状況（区域内事業所に通うための遠距離移動に耐え得るか…）等もあわせて判断する必要があります。

- ④ 統廃合に伴う他事業所への転所や業態転換後の事業所の継続利用等、やむを得ない理由により区域外利用を希望する場合。

⇒ 事業所の廃止等があった場合でも、同一市町村内に利用可能な他の地域密着型サービス事業所がある場合や他の代替サービスによる対応が可能な場合も考えられるので、それらと“なじみ”の関係の継続を比較衡量する等、“なぜ当該区域外事業所でないといけないのか？”について十分に確認する必要があります。

※他市から転入して佐倉市の地域密着型サービスを利用することについて

例えば、他市に住んでいた方が、佐倉市内のグループホーム等に住民票を移動して入居することは、地域密着型サービスの制度趣旨から外れていると言わざるを得ません。その分、佐倉市の被保険者が利用できる枠が減ってしまうことにもなりますので、事前に市に相談するなど、ご協力をお願いします。

ただし、他市に住んでいた親が、介護者である子の住む佐倉市に転入して、市内のグループホーム等に入居するようなケースは、住み慣れた地域でサービスを受けるという制度趣旨からは外れますが、現状では利用を制限することはしていません。